十条の二において同じ。) 十条の二において同じ。) ・国際協力事業団法(昭和四 は幼稚 ・国際協力事業団法(昭和四 は幼稚 ・国際協力事業団法(昭和四 は幼稚 が建ているものを除 小学校

は幼稚園・小学校、高等学校又が学校、中学校、高等学校又授業を担当した課程に応じ、

义| 国際協力事業団総裁

第七十条の二中「在外教育施設」の下に「並びに外国の教育施設又はこれに準ずるもの」十条の二において同じ。) おぶ遣された場合に限る。第七十十年決得第六十二号)に基づ

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第七十六条第一項を次のように改める。

期間保存しなければならない。 第七十六条 免許法認定講習を開設した者は、単位修得原簿及びこれに関する主なる公文書を相当

第七十六条第二項中「、免許法認定講習」を削る。

(教員資格認定試験規程の一部改正) に関する科目七単位、教職に関する科目二単位」に改める。に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目二十五単位」を「教科科目十二単位及び教科又は教職に関する科目三十五単位」を「教科に関する科目十九項中「教科に関する科目三十五単位」を「教科に関する科目十六単位」に改める。二十単位、教職に関する科目二十四単位及び教科又は教職に関する科目十六単位」に改める。 (教員資格認定試験規程の一部改正)

第二条の表中「養護訓練」を「自立活動」に改める。 第二条 教員資格認定試験規程(昭和四十八年文部省令第十七号)の一部を次のように改める。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

のように改正する。第三条のおうに改正する。(平成十年文部省令第二十八号)の一部を次第三条の教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十年文部省令第二十八号)の一部を次

5

の時間の一部

村川等(真コ「ユゼー・ニー・ド・コゼー・ユニー・ス・発動されている)が則第七項中「第十条の二」の下に「、第六十六条の五」を加える。

官

に改める。

「改める。

「改める。

「改める。

「中国条の二、第十七条及び第十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。」第十三条、第十四条の二、第十七条及び第十七条の二の指令による改正後の施行規則第十一条、免許法別表第三又は別表第六に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみな用により免許法別表第三又は別表第六に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみな用により免許法別表第三又は別表第六に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得た者は、この省令による改正後の施行規則第十一条、第十三条、第十四条の二、第十七条及び第十七条の二の適省令による改正後の施行規則第十一条、第十三条、第十四条の二、第十七条及び第十七条の二の適省やによる改正後の施行規則第十一条、第十三条、第十四条の二、第十七条及び第十七条の二の適当が別第八項中「平成十二年」を「平成十五年」に、普通免許状に係る所要資格を得た者は、この

附則第十項中「備考第五号口」を「備考第五号イ」に改める。

所則

掲げる日から施行する。 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に1.この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

係る部分(平成十四年四月一日)第五十三条第一項、第七十三条の七及び第七十三条の八第一項に規定する総合的な学習の時間に一(教育職員免許法施行規則第六十五条の八の改正規定中学校教育法施行規則第二十四条第一項、

十三条の九に規定する総合的な学習の時間に係る部分(平成十五年四月一日))教育職員免許法施行規則第六十五条の八の改正規定中学校教育法施行規則第五十七条及び第七

許法 (昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)別表第三に規定するそれぞれの普施行規則」という。)第十一条の表備考第四号、附則第九項及び第二十九項の適用により教育職員免2 平成十五年三月三十一日までに第一条の規定による改正前の教育職員免許法施行規則 (以下「旧

別表第三に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。「新施行規則」という。)第十一条の表備考第四号、附則第九項及び第二十九項の適用により免許法通免許状に係る所要資格を得た者は、第一条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則 (以下

の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。活動の教諭の一種免許状(以下「新免許状」という。)とみなし、旧免許状を有する者は、この省令護訓練の教諭の一種免許状(以下「旧免許状」という。)は、新施行規則に規定するそれぞれの自立この省令の施行の際現に旧施行規則の規定に基づき授与された盲学校、譬学校及び養護学校の養

を加え

する。の八に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間内においては当該各号に掲げるものを含むものとの八に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間内においては当該各号に掲げるものを含むものと、免許法第三条の二第一項第六号に規定する教科に関する事項については、新施行規則第六十五条

平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで「学校教育法施行規則の一部を改正する

規定により読み替えて適用される学校教育法施行規則第七十三条の九の規定による総合的な学習別の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第七号)附則第四項の規定により読み替えて適用される学校教育法施行規則第五十七条の規定による総合的な学習の時間及び同令附則第十三項の規定により。による改正後の学校教育法施行規則第五十七条の規定が適用されるまで、学校教育法施行規則第二十四条第一項及び第五十三条の七及び第七十三条の八第一項の規定により総合的な学習の時間の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第七二年四月一日から学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第七二年文部省令第七二年文部省令第七二年文部省令第七年文部省令第七年文部省令第七年文部省令第四十四号)附則第二項の規定により読み替えて適用される学校教育法省令(平成十年文部省令第四十四号)附則第二項の規定により読み替えて適用される学校教育法

〇農林水産省令第三十二号

第九条第一項の業種を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 新事業創出促進法 (平成十年法律第百五十二号)第九条第一項の規定に基づき、新事業創出促進法

新事業創出促進法第九条第一項の業種を定める省令の一部を改正する省令平成十二年三月二十七日

のように改正する。 新事業創出促進法第九条第一項の業種を定める省令 (平成十一年農林水産省令第八号)の一部を次

ハ 砂糖製造業 (砂糖精製業を除く。)

本則に次の三号を加える。

いたまずもヨリをとい

砂糖精製業

、 木材チップ製造業

新 311

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。